

○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

昭和 47 年 3 月 28 日条例第 6 号

最終改正 令和 5 年 2 月 15 日条例第 1 号

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

(懲戒の手續)

第 2 条 戒告、減給又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 日以上 1 年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額 of 5 分の 1 以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 5 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

2 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する報酬の額」とする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 1 年以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職期間中いかなる給与も支給されない。

(刑事事件係属中の懲戒)

第 5 条 懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属する間においても、任命権者は、同一事件について適宜に懲戒手續を進めることができる。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第 6 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 11 年 11 月 25 日条例第 2 号)

この条例は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(令和元年 11 月 11 日条例第 2 号)

この条例中第 3 条の規定(第 22 条、第 22 条の 2 及び第 23 条に係る部分に限る。)は令和元年 12 月 14 日から、その他の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 5 年 2 月 15 日条例第 1 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 14 条の規定は、公布の日から施行する。

第 2 条～第 1 4 条 (略)